

## 劣後特約付社債の期限前償還に関するお知らせ（第4回）

社債権者各位

2024年2月8日

東京都中央区日本橋2丁目7番1号  
株式会社 コンコルディア・フィナンシャルグループ  
代表取締役社長 片岡達也

当社が、2019年3月22日に発行いたしました株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第4回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）は、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第4回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）社債要項（以下「本社債要項」という。）第11項（2）に基づき、下記のとおり全額期限前償還されることとなりましたので、本社債要項第11項（2）及び（3）に基づきお知らせいたします。なお、本件期限前償還に関しては、金融庁に対して事前の届出を行い、受理されております。

### 記

期限前償還する銘柄	株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第4回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）
期限前償還期日	2024年3月22日 期限前償還期日後は、利息をつけません。
期限前償還金額	各社債の金額100円につき金100円 期限前償還期日以降、社債、株式等の振替に関する法律及び株式会社証券保管振替機構の業務規程その他の規則に従いお支払いいたします。

以上